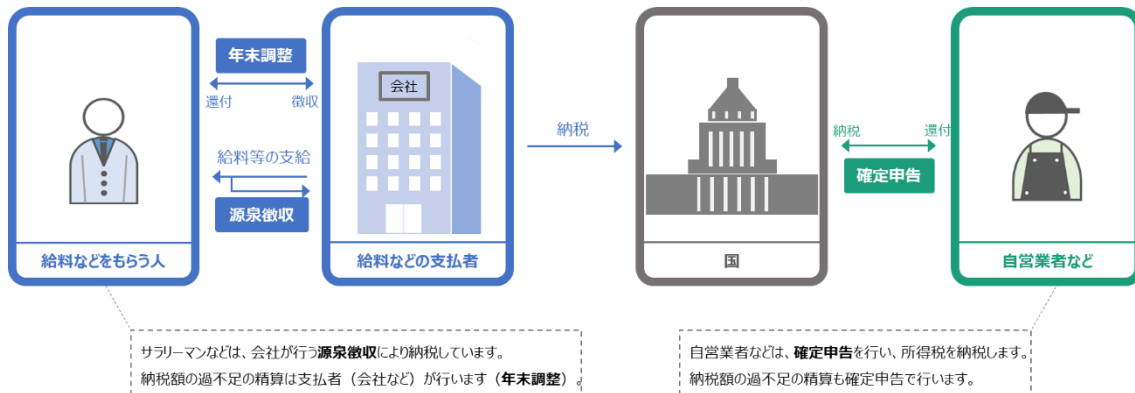


ここからは、源泉徴収・年末調整・確定申告・還付申告について説明していきます。

源泉徴収・年末調整・確定申告・還付申告とは

お金をかせいだら所得税を納めますが、どうやって納めているのでしょうか。ここでは、所得税の納め方など、以下の4つについて説明しています。

- 源泉徴収：会社が給料からあらかじめ所得税をさしひき、国に納付する。
- 年末調整：1年間の納税額の過不足の調整を会社が行う。
- 確定申告：1年間のかせぎに対して所得税を計算し、申告・納税する。
- 還付申告：納めすぎた税金を確定申告によって返してもらう（還付）。



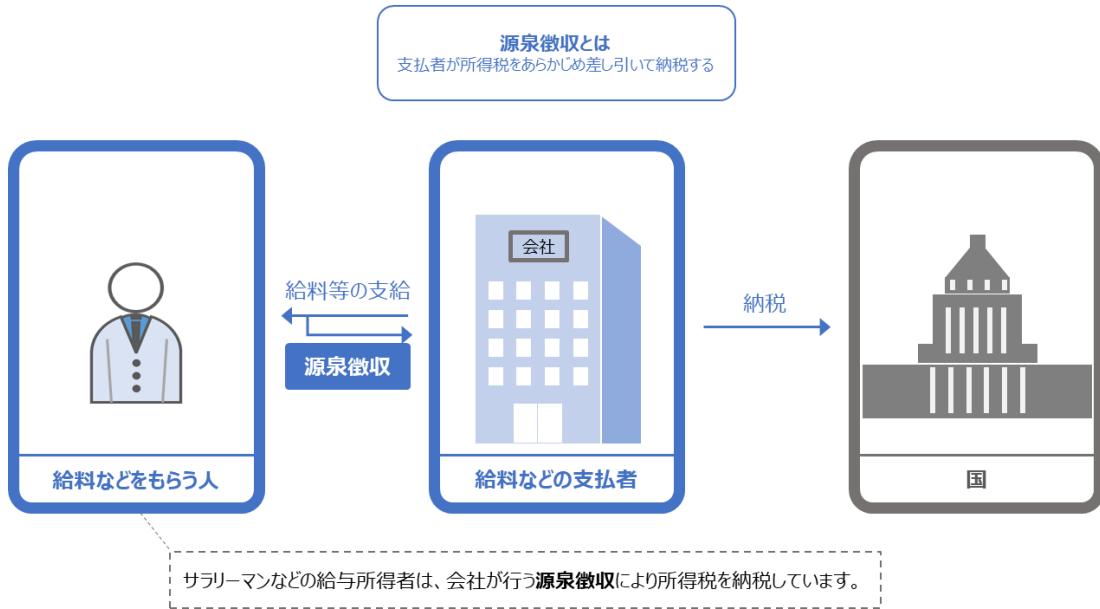
1.12 源泉徴収

▶▶ 源泉徴収とは、給料からあらかじめ所得税をさしひき、国に納付する制度。

源泉徴収とは、支払者（会社など）が給与等を支払うときに所得税をあらかじめ差し引き、差し引いた所得税を本人のかわりに期日までに国に納付する制度です（図 1.12.1）。

※所得税は、納税者自らが1年間の所得金額を計算して申告し（確定申告）、その申告に基づいて計算された税金を納付する「申告納税方式」を基本としていますが、特定の所得（給与所得など）については所得税を源泉徴収する義務が支払者に課されています。

※源泉徴収される所得として、給与所得以外には、退職所得、利子所得、配当所得、報酬などが挙げられます。



1.13 年末調整

▶▶ 年末調整とは、1年間の納税額の過不足の調整を会社が行う制度。

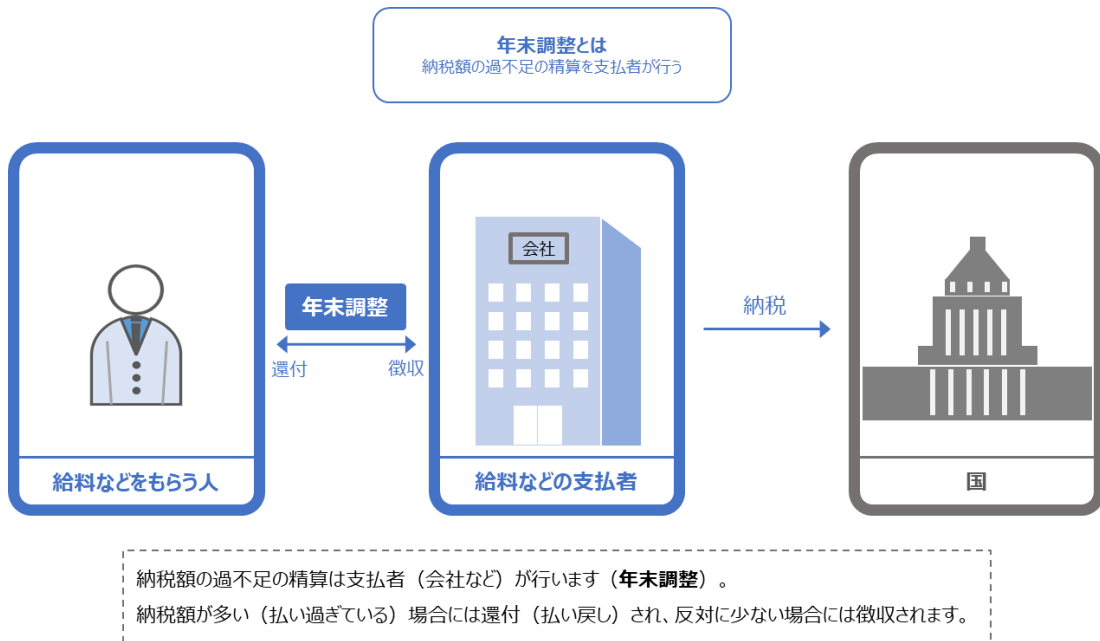
支払者（会社など）は1年の最後の給与等を支払うときに、

① 「1年間の給与総額について計算した所得税」

と

② 「給与等の支払いのたびに源泉徴収された所得税の合計額」

を比較して、過不足の調整（精算）を行います。この納税額の過不足の調整を年末調整^{ねんまつちようせい}といいます。①と②を比較して、納税額が多い（払い過ぎている）ときには還付^{かんぷ}（払い戻し）され、反対に少ないときには徴収されます。



▶ 年末調整の時期

年末調整が行われる時期は、年末（12月）、その年の最後の給与が支払われるときです。

※年末調整を受けるには、年末調整を行う日までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を支払者に提出しなければなりません。

▶ 年末調整の対象者

次のいずれかにあてはまるとき、年末調整の対象者となります。

- 1年を通じて勤務している方
- 途中で就職し、年末まで勤務している方

▶ 年末調整の対象とならない方

下記のような場合には、年末調整の対象外となります。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方
- 1年間の給与の総額が2,000万円を超える方
- 年の途中で退職した方

など。

※下記のような特別な場合には、年の中途でも年末調整の対象となります。

1. 海外支店等に転勤したことにより、日本国内に住所がないなどとなった方
 2. 死亡によって退職した方
 3. 著しい心身の障害のために退職した方(退職後に再就職をして給与等の支払が見込まれる方は除く。)
 4. 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した方
 5. パートタイマーとして働いている者などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である方（退職後その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのある方は除く。）
- など。

1.14 確定申告

▶▶ 確定申告とは、1年間のかせぎに対して所得税を計算し、申告・納税する手続き。

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対する所得税を計算し、確定申告書を提出して所得税を申告・納税する手続きです（図1.14.1）。また、納税額の過不足を精算する手続きも確定申告により同時に行います。

▶ 確定申告の流れ

確定申告の流れは、「1.10 所得税の計算」を参照。

※分離課税となる所得（山林所得・退職所得など）については、各種所得と合計せずに所得税額を計算して申告・納税。

▶ 確定申告の期間

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日までです。

※遅れても申告できますが、延滞税などが加算されます。

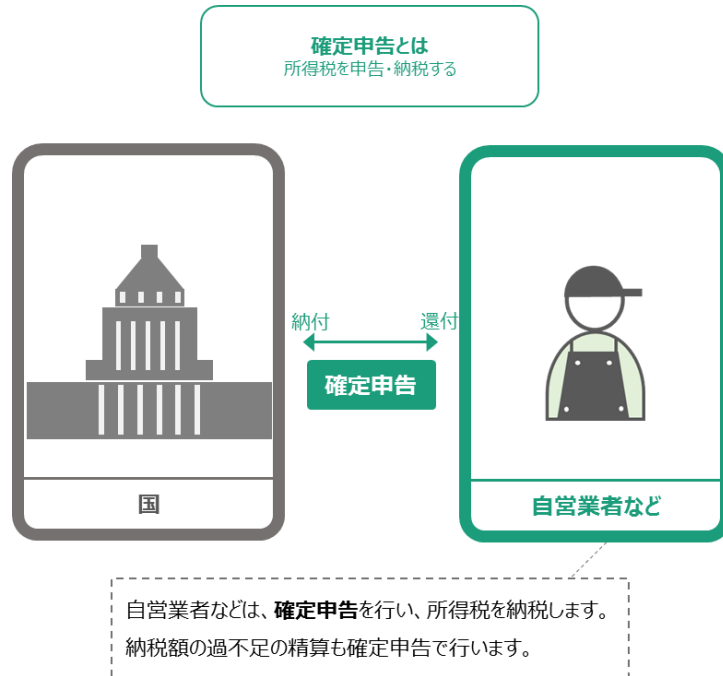


図 1.14.1 確定申告

▶ 確定申告が必要となる方

- 自営業者、タレント・スポーツ選手・フリーランスなどの個人事業主
- 公的年金等に係る雑所得がある方^{※1}
- 退職所得がある方^{※2}

など。

※1 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告を行う必要があります。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には確定申告を行う必要はありません。

※2 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある者

▶▶ 給与をもらう方は基本的に確定申告を行う必要はありません。

給与所得者（アルバイトやサラリーマンなど）は、源泉徴収・年末調整で所得税を納付しているため確定申告を行う必要はありません。

※ただし、下記のような場合は、給与所得者でも確定申告を行う必要があります。

- 給与収入が2,000万円を超える場合
- 給与を1ヶ所から受けており、そのほかの各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える場合
- 給与を2ヶ所以上から受けており、「年末調整されなかった給与の収入金額」と「そのほかの各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）」の合計額が20万円を超える場合^{※1}

など。

※1 ただし、給与収入の合計額（年末調整をした主たる給与と年末調整をしていない2ヶ所目の給与）から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、確定申告を行う必要はありません。

1.15 還付申告とは

▶▶ 還付申告とは、納めすぎた税金を確定申告によって返してもらう（還付）手続き。

納めた所得税がその年の年税額よりも多いとき（納め過ぎたとき）は、確定申告によって所得税の還付（払い戻し）を受けられます。この申告を還付申告といいます。

※年税額とは：1年間の所得金額について計算した所得税額のこと。

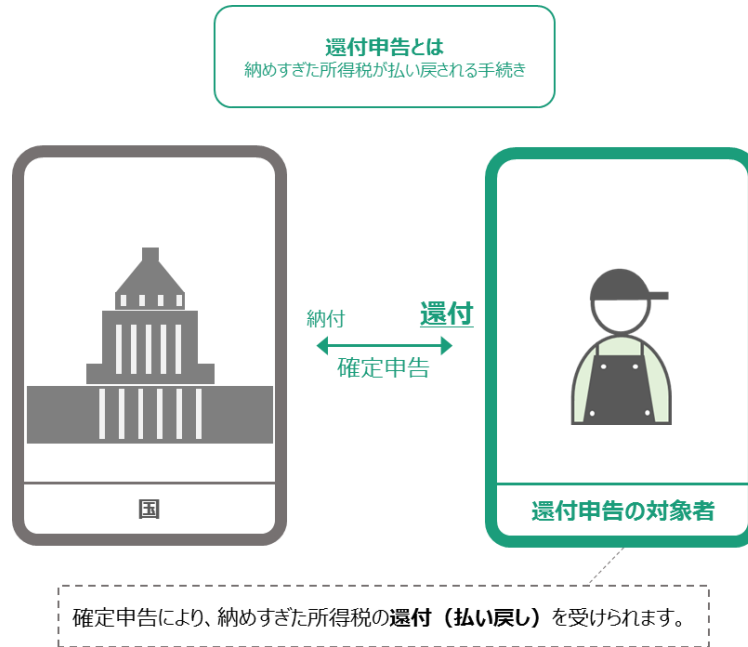


図 1.15.1 還付申告

▶ 還付申告の期間

還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

▶ 還付申告の対象となる例

- 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）
- 多額の医療費を支出したとき（医療費控除）

など。

※給与所得者（アルバイトやサラリーマンなど）の多くは、年末調整で所得税を精算しているので還付申告を行う必要はありません。

問 1.3

- (1) 源泉徴収について簡単に説明せよ。
- (2) 年末調整について、以下の語句を用いて簡単に説明せよ。
- ①「1年間の給与総額について計算した所得税」
 - ②「給与等の支払いのたびに源泉徴収された所得税額の合計額」
- (3) 確定申告・還付申告について、それぞれ申告期間（いつからいつまでに行えばいいか）を答えよ。

税金・社会保障教育
<https://www.mmea.biz>